

令和6年度

和歌山市への移住をご検討の方へ

わかやま暮らし



# 応援金

和歌山市内への移住・定住の促進および本市の行政課題の解決に資するため支給要件を満たした申請者に予算の範囲内において応援金を交付します。

単身での移住 10万円

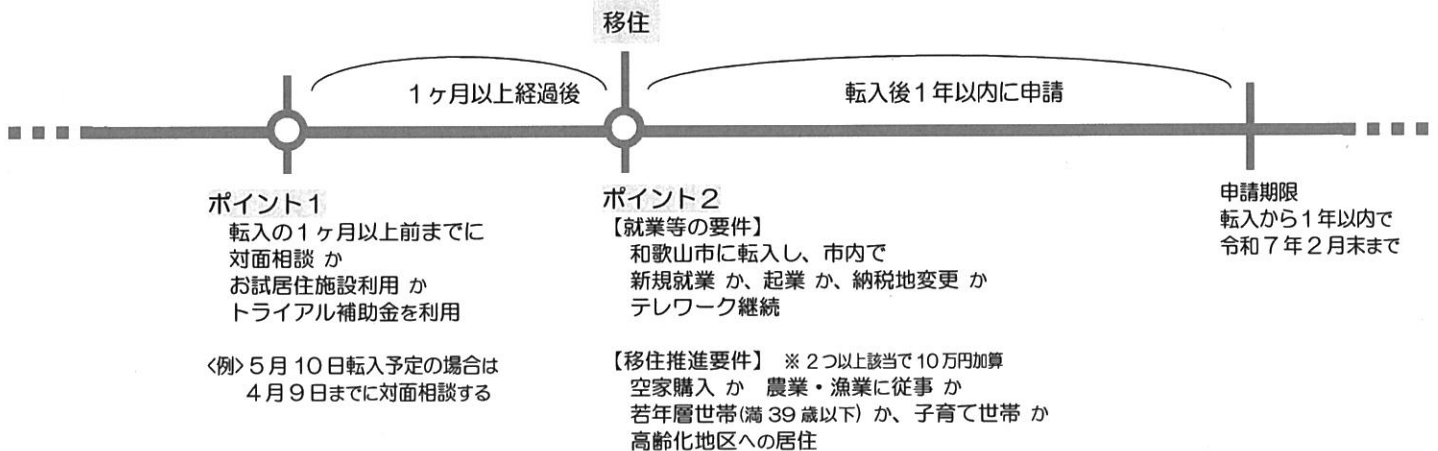
2人以上  
世帯での移住 20万円

+ 移住推進要件に2つ以上該当する場合 10万円加算

申請期限：令和7年 2月28日 ※ただし、予算上限に達し次第終了

移住相談から申請までの流れ

和歌山県外に5年以上在住されていて、和歌山市に移住後5年以上住む意思があること



※ ポイント1から1ヶ月以上経過後であれば、移住の前にポイント2を満たしていてもよい

チラシ裏面とホームページで要件の詳細をご確認いただき  
移住定住戦略課へご相談ください

移住相談・応援金について

和歌山市七番丁23番地  
和歌山市役所4階「移住定住戦略課」  
TEL 073-435-1013

和歌山市  
移住定住支援サイト



Wakayama City Life

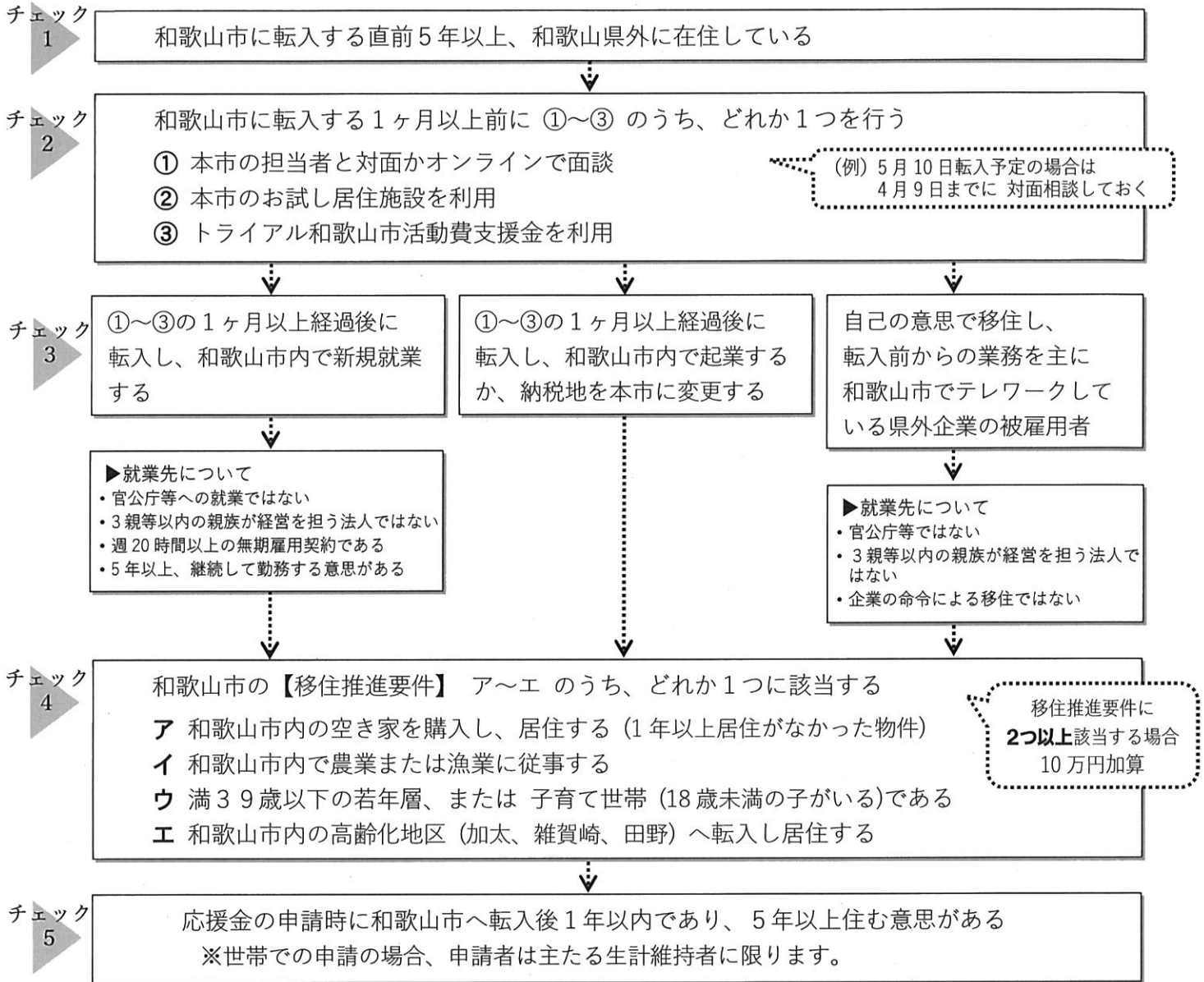
和歌山市 魅力発信メディア  
移住者インタビューなど投稿中



Wakayama  
City Life

# ☑ 交付要件チェック

「転入」や「移住」とは、住民票における転入日を指します



チェック1～5まで該当する方は、応援金の対象となる可能性があります。  
 個々で要件が異なりますので、申請にあたってはホームページの詳細を必ずご確認ください。

表面「移住定住支援サイト」二次元バーコードから

## 申請に必要な書類

全員が提出必要なもの
わかやま暮らし応援金交付申請書
わかやま暮らし応援金の交付申請に関する誓約書兼同意書
写真付き本人確認書類の写し (免許証など)
和歌山市の住民票の写し ※発行3か月以内 ※世帯申請の場合は世帯全員分
移住元の住民票の除票の写し ※世帯申請の場合は世帯全員分 ※本人は通算5年分確認
口座振替申出書と振込先の通帳の写し

就業・起業の状況によって提出必要なもの	
就業	わかやま暮らし応援金に係る就業証明書
テレワーク	就業証明書 (テレワーク用)
起業 または 事業 継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人事業は、開業届の写し ※個人事業を継続の場合は、加えて納税地の異動又は変更に関する届出書の写し等、本市に変更した証明</li> <li>● 法人は、法人登記の登記事項証明書 (本店、設立年月日、役員が確認できるもの) の写し</li> </ul>
移住推進要件で提出必要なもの	
ア	1年以上空き家だったこと、購入日が確認できる書類
イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業は、耕作証明書など、従事が確認できる書類</li> <li>● 漁業は、漁業許可証または所属の漁協組合が発行する証明書など、従事が確認できる書類</li> </ul>

